

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第37号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録（以下「出勤簿等」という。）及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）第21条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第16条第3項又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第4条の規定により給与が減額される時間</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの週休日（勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例第26条の2第1項に規定する週休日をいう。）の日数、当該転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の欠勤（正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。）、病気休暇及び介護休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇及び介護休暇をいう。）、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条又は第19条の規定に基づく育児休業又は部分休業をいう。）、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（<u>同法第17条に規定する短時間勤務を含む。</u>）をいう。）、自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）、配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定</p>	<p>第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録（以下「出勤簿等」という。）及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）第21条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第16条第3項（<u>勤務時間等条例第16条の2第3項において準用する場合を含む。</u>）又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第4条の規定により給与が減額される時間</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの週休日（勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例第26条の2第1項に規定する週休日をいう。）の日数、当該転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の欠勤（正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。）、病気休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>をいう。）、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条又は第19条の規定に基づく育児休業又は部分休業をいう。）、育児短時間勤務（<u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。</u>）をいう。）、自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）、配偶者同行休業</p>

する配偶者同行休業をいう。)並びに修学部分休業(法第26条の2に規定する修学部分休業をいう。)の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を記入し、これを文書で当該職員が新たに所属することとなった所属機関の長に通知するものとする。この場合において、当該職員が給与等条例の適用を受ける者であるときは、従前当該職員を所管していた教育事務所長が新たに当該職員を所管することとなる教育事務所長に対してするものとする。

5 [略]

(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。)並びに修学部分休業(法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。)の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を記入し、これを文書で当該職員が新たに所属することとなった所属機関の長に通知するものとする。この場合において、当該職員が給与等条例の適用を受ける者であるときは、従前当該職員を所管していた教育事務所長が新たに当該職員を所管することとなる教育事務所長に対してするものとする。

5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。